

貸金業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
【本編】 I. 基本的考え方 I-1 貸金業者の検査・監督に関する基本的考え方 (1) (略) (2) 貸金業の検査・監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた検査・監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。 第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在範囲によって、国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な検査・監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情に関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、検査・監督情報の共有と集約に努める必要がある。 第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、<u>捜査当局</u>と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。 第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し検査・監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の検査・監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加入していな	【本編】 I. 基本的考え方 I-1 貸金業者の検査・監督に関する基本的考え方 (1) (略) (2) 貸金業の検査・監督に当たっては、貸金業の実態と法に定められた検査・監督の枠組みを十分に踏まえ、関係機関との連携を図る必要がある。 第一に、貸金業者の監督当局は、その営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在範囲によって、国（財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。））又は都道府県となる一方、資金需要者等はそのような区分にかかわらず全国に拡散し、複数業者を同時に利用することもありうることから、貸金業の効果的な検査・監督のためには、資金需要者等から申し立てられた苦情に関連する監督当局に適切に回付する等、国（財務局）及び都道府県が連携して、検査・監督情報の共有と集約に努める必要がある。 第二に、無登録業者による違法営業は、消費者に多大な被害を及ぼすおそれがあり、登録制度の根幹にも触れる犯罪行為であって、監督当局としても、その跋扈を看過することはできない。また、悪質業者について登録排除の徹底を図ることも重要である。このため、監督当局は、無登録業者はもとより、悪質登録業者についても、<u>警察当局</u>と適切に連携・協力して、徹底排除に努める必要がある。 第三に、法は、業務の健全性を担保するため、業務改善命令等の規定を導入し検査・監督権限を強化するとともに、自主規制機関としての協会制度を設けた。貸金業者の検査・監督に当たっては、貸金業者の法令等遵守態勢や経営管理態勢等を的確に把握し、自主規制機関である協会との連携及び役割分担の下で、その適切な業務運営の確保に努める必要がある。また、協会に加入していない

改 正 案	現 行
い貸金業者（以下「非協会員」という。）については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。）に則った社内規則等（協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。）の作成・変更命令をはじめとする検査・監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。 Ⅱ－２ 業務の適切性 Ⅱ－２－４ システムリスク管理態勢 システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう。 仮に、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者においてシステム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムが安全かつ安定的に稼働することは、これらの貸金業者の信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。 また、貸金業者の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や貸金業者のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、貸金業者において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、貸金業者の規模や業務特性に応じて、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営	貸金業者（以下「非協会員」という。）については、加入を促すとともに、報告命令や検査権限の活用によりその業務実態の把握に特段の注意をもって臨み、協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則をいう。以下同じ。）に則った社内規則等（協会の定款、業務規程、その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則をいう。以下同じ。）の作成・変更命令をはじめとする検査・監督上の措置を十分に活用して、業務の適正性の確保に努める必要がある。 Ⅱ－２ 業務の適切性 Ⅱ－２－４ システムリスク管理態勢 システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備若しくはコンピュータが不正に使用されることにより、資金需要者等又は貸金業者が損失を被るリスクをいう。 仮に、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者においてシステム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合は、資金需要者等の社会経済生活等に影響を及ぼすおそれがあるほか、その影響は単に一貸金業者にとどまらないことから、システムが安全かつ安定的に稼働することは、これらの貸金業者の信頼を確保するための大前提であり、システムリスク管理態勢の充実強化は極めて重要である。 また、貸金業者の IT 戦略は、近年の金融を巡る環境変化も勘案すると、今や貸金業者のビジネスモデルを左右する重要課題となっており、貸金業者において経営戦略を IT 戦略と一体的に考えていく必要性が増している。こうした観点から、貸金業者の規模や業務特性に応じて、経営者がリーダーシップを発揮し、IT と経営

改 正 案	現 行
戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。 (注) ここでいう「貸金業務」とは、金銭の交付・債権の回収(弁済の受領)、貸付けに係る契約の締結、返済能力調査、帳簿の作成、個人信用情報の登録等を含み、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者(以下Ⅱ－２－４において単に「貸金業者」という。)としては以下のようなものが想定される。 ・ 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者 ・ 受払等業務委託先(銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫を含む。以下Ⅱ－２－４において同じ。)と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者 なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合にあっては、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。 (注) 「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。 (参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理第2版(令和5年6月)	戦略を連携させ、企業価値の創出を実現するための仕組みである「IT ガバナンス」が適切に機能することが極めて重要となっている。 (注) ここでいう「貸金業務」とは、金銭の交付・債権の回収(弁済の受領)、貸付けに係る契約の締結、返済能力調査、帳簿の作成、個人信用情報の登録等を含み、貸金業務をコンピュータシステムを用いて大量に処理する貸金業者(以下Ⅱ－２－４において単に「貸金業者」という。)としては以下のようなものが想定される。 ・ 自社において自動契約受付機又は現金自動設備を設置している貸金業者 ・ 受払等業務委託先(銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫を含む。以下Ⅱ－２－４において同じ。)と自動契約受付機又は現金自動設備の利用提携をしている貸金業者 なお、以下の各着眼点に記述されている字義どおりの対応が貸金業者においてなされていない場合にあっては、当該貸金業者の規模、貸金業務の処理におけるコンピュータシステムの占める役割などの特性からみて、資金需要者等の保護の観点から、特段の問題がないと認められれば、不適切とするものではない。 (注) 「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。 (参考)金融機関の IT ガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理第2版(令和5年6月)

改 正 案	現 行
(1) (略) (2) 監督手法・対応 ① (略) ② 障害発生時 イ. コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式1)にて当局あて報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこと。) なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに<u>金融庁担当課室</u>に連絡すること。 (注) (略) ロ. (略) ③ (略) Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－1－1 一般的な監督事務 (1) オフサイト・モニタリング 財務局は、資金需要者等の利益の保護や貸金業者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため、以下に示すヒアリング等を通じ、オフサイト・モニタリングを実施し、貸金業者の業務の実態把握に努めるものとする。	(1) (略) (2) 監督手法・対応 ① (略) ② 障害発生時 イ. コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実についての当局あて報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」(別紙様式1)にて当局あて報告を求めるものとする。 また、復旧時、原因解明時には改めてその旨報告を求めることとする(ただし、復旧原因の解明がされていない場合でも1か月以内に現状について報告を行うこと。) なお、財務局は貸金業者から報告があった場合は直ちに<u>監督局金融会社室</u>に連絡すること。 (注) (略) ロ. (略) ③ (略) Ⅲ. 貸金業者の検査・監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－1 検査・監督事務に係る基本的考え方 Ⅲ－1－1 一般的な監督事務 (1) オフサイト・モニタリング 財務局は、資金需要者等の利益の保護や貸金業者の業務の健全かつ適切な運営の確保のため、以下に示すヒアリング等を通じ、オフサイト・モニタリングを実施し、貸金業者の業務の実態把握に努めるものとする。

改 正 案	現 行
なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、<u>金融庁担当課室</u>から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。 ①～⑤（略） ⑥ 個別貸金業者に関するデータの整備 財務局管内の貸金業者について貸金業者台帳（別紙様式2参照）を3月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに<u>金融庁担当課室</u>に提出する。また、記載事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。 なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。 (2)・(3)（略） (4) 苦情対応等 貸金業者に関する苦情等（違法又は不適切な行為に係る「苦情」、債務整理等に係る「相談」、登録の有無に係る「照会」、制度改正意見などの「要望」を含む。以下Ⅲにおいて同じ。）の対応については、資金需要者等の利益の保護の観点に立って対応するとともに、監督当局として、苦情等が貸金業者の法令等遵守状況、業務運営の適切性、内部管理態勢の有効性等を判断する重要な情報であるとの視点をもって対応する必要がある。 なお、苦情等の申出人への対応においては、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、指定ADR機関、協会、弁護士会又は警察等当該苦情等の内容から判断して適切と思われる機関を紹介するものとする。	なお、オフサイト・モニタリングの具体的な実施に当たっては、<u>監督局金融会社室</u>から事務年度当初に監督に係る重点事項等を財務局に示すこととし、これを踏まえ、行うものとする。 ①～⑤（略） ⑥ 個別貸金業者に関するデータの整備 財務局管内の貸金業者について貸金業者台帳（別紙様式2参照）を3月末日現在にて作成するものとし、その写1部を7月末までに<u>監督局金融会社室</u>に提出する。また、記載事項に変更があった場合（軽微なものを除く。）にも遅滞なくその写1部を提出するものとする。 なお、各財務局の創意・工夫による様式の変更、項目の追加を妨げるものではない。 (2)・(3)（略） (4) 苦情対応等 貸金業者に関する苦情等（違法又は不適切な行為に係る「苦情」、債務整理等に係る「相談」、登録の有無に係る「照会」、制度改正意見などの「要望」を含む。以下Ⅲにおいて同じ。）の対応については、資金需要者等の利益の保護の観点に立って対応するとともに、監督当局として、苦情等が貸金業者の法令等遵守状況、業務運営の適切性、内部管理態勢の有効性等を判断する重要な情報であるとの視点をもって対応する必要がある。 なお、苦情等の申出人への対応においては、当局は個別取引に関してあっせん等を行う立場にないことを説明するとともに、必要に応じ、指定ADR機関、協会、弁護士会又は警察等当該苦情等の内容から判断して適切と思われる機関を紹介するものとする。

改 正 案	現 行
① 金融庁から回付される苦情等への対応 金融庁金融サービス利用者<u>相談室</u>や<u>協会</u>に寄せられた苦情等など、<u>金融庁担当課室</u>から回付された苦情等については、財務局が直接受理した苦情等と同様に取り扱うものとし、内容を分析したうえで情報として集約するとともに、必要に応じて、以下に定める規定に従って必要な<u>措置をとるものとする</u>。 ② 苦情対応等 イ. 苦情等の申出があったときは、苦情等の申出人から事情を聴取し、貸金業者の違法又は不適切な行為に係る苦情等と認められた場合は、別紙様式3-1による「貸金業関係苦情受付対応状況票」に所要の事項を記録するものとする。 ロ. (略) ハ. (略) a. (略) b. 当該譲受人が上記a. 以外の場合 当該譲受人に対する監督権限を有する都道府県。 なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、法務省に情報提供するものとする。 二. 犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際は、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得た上で、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。 (削除)	① 金融庁から回付される苦情等への対応 金融庁金融サービス利用者<u>相談室</u>に寄せられた苦情等など、<u>監督局金融会社室</u>から回付された苦情等については、財務局が直接受理した苦情等と同様に取り扱うものとし、内容を分析したうえで情報として集約するとともに、必要に応じて、以下に定める規定に従って必要な<u>措置を取るものとする</u>。 ② 苦情対応等 イ. 苦情等の申出があったときは、苦情等の申出人から事情を聴取し、貸金業者<u>(無登録業者を含む。)</u>の違法又は不適切な行為に係る苦情等と認められた場合は、別紙様式3-1による「貸金業関係苦情受付対応状況票」に所要の事項を記録するものとする。 ロ. (略) ハ. (略) a. (略) b. 当該譲受人が上記a. 以外の場合 当該譲受人に対する監督権限を有する都道府県。 なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、法務省に情報提供するものとする。 二. <u>無登録営業に係る苦情等を含め</u>、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際は、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得た上で、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。 ホ. 苦情等の申出を受けて、無登録業者がインターネットのホームページにお

改 正 案	現 行
ホ. 都道府県・協会等から提供された<u>情報</u>については、その内容に応じ、都道府県・協会等と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。 ヘ. 苦情等の対応結果については、別紙様式3-2により、「貸金業関係苦情等対応総括表」を毎月作成するとともに、当該総括表を財務局分及び都道府県分に取りまとめのうえ、毎四半期の翌月末日までに、<u>金融庁担当課室</u>あて報告するものとする。 ③ <u>無登録業者等に係る対応</u> <u>無登録業者等(貸金業登録を受けずに金銭の貸付けを行っている者、貸金業登録業者を詐称している者、並びにそれらのおそれのあるものを含む)に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。</u> イ. <u>苦情等の受付</u> <u>苦情等の申出人から無登録業者等に関する情報提供があったとき等、情報を入手した場合は、別紙様式3-1等を用いて極力詳細な内容(業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容等を捜査当局へ連絡することの可否等)を確認した上、次により対応する。</u> a. 本拠地や詐称登録番号が他の財務局管轄にある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、当該他の財務	<u>いて貸金業を営む旨の広告を行っていることが確認された際も、上記二.と同様とする。この場合において、捜査当局に対する情報提供を行うときは、監督局金融会社室を経由して(下記③イ. に該当する場合には直接)行うものとする。</u> ヘ. 都道府県・協会等から提供された<u>無登録営業等</u>に係る情報については、<u>情報の内容</u>に応じ、都道府県・協会等と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。 ト. 苦情等の対応結果については、別紙様式3-2により、「貸金業関係苦情等対応総括表」を毎月作成するとともに、当該総括表を財務局分及び都道府県分に取りまとめのうえ、毎四半期の翌月末日までに、<u>監督局金融会社室</u>あて報告するものとする。 ③ <u>無登録業者への対応</u> <u>上記②二. 及びホ. における捜査当局との連携に当たり、無登録業者に関する情報を把握した場合は、以下の対応を行うこととする。</u> イ. <u>財務局登録番号詐称業者への対応</u> a. <u>苦情等において、財務局登録番号を詐称する業者に関する情報を把握した場合は、自局の登録番号を詐称する業者に対しては、直接、電話又は文書等により、実態把握に努めるとともに警告を行う。</u> b. <u>他局の登録番号を詐称する業者に関する情報を把握した場合、情報を把握した財務局は、当該詐称に係る財務局に情報提供を行うこととし、情報提供を受けた財務局は、電話又は文書等により、実態把握に努めると</u>

改 正 案	現 行
<u>局へ情報を連絡する(その後の対応は連絡を受けた財務局で行うことを基本とする)。</u> b. <u>苦情等の情報を当該業者や他の機関など第三者に提供するにあたっては、予め苦情等の申出人の同意を得たうえで行うこととし、また、申出人に不利益が及ばないように留意する。なお、個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当する場合についてはこの限りではない。</u> c. <u>苦情等の申出人に対しては、申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう慫慂する。</u> d. <u>苦情等の情報中に、違法な貸付けの実行や取立ての被害等の内容が含まれる場合には、可及的速やかに捜査当局に情報提供を行うなど、被害の拡大を防ぐために必要な対応を講じることとする。</u> e. <u>貸金業を営む旨の広告を行っていることが確認された場合は、捜査当局へ情報提供することとし、当該件数について別紙様式 3-2 に記載する。</u> f. <u>都道府県・協会等から提供された情報については、その内容に応じ、都道府県・協会等と密接な連携の下、適切な対応を行うものとする。</u> g. <u>苦情等の情報中に預金口座の不正利用に関する情報(具体的には、当該口座に返済資金の振込みを行うよう、指示がなされたとの情報等)が含まれ、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている銀行等の監督部局及び捜査当局への情報提供を速やかに実施することとする。</u>	<u>ともに警告を行う。</u> c. <u>財務局を特定できない詐称業者に関する情報を把握した場合、当該情報を把握した局は、注意喚起のために必要な措置を行う。</u> ロ. <u>上記イ. のほか、特に、無登録業者による違法な貸付けや取立ての被害を内容とする苦情等の申出を受けた場合は、財務局登録番号詐称の有無にかかわらず、早急に以下の措置をとることとする。</u> a. <u>当該業者に対し、電話又は別紙様式 4-1 による文書照会等により、具体的な業務内容等の実態把握に努める。</u> b. <u>上記 a. により電話等で調査した結果、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合には、電話又は別紙様式 4-2 の文書等により警告を行う。</u> <u>なお、上記 a. による照会に対する回答がなく、かつ、引き続き同種の苦情等を受けるなど、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると認められる場合も同様の取扱いとする。</u> c. <u>上記 a. 及び b. の措置をとった場合は、業者名、代表者名、店舗等の所在地、業務内容及び規模、被害の状況、当局が調査に至った端緒、当局が無登録で貸金業を営んでいる事実を確認した方法等について、速やかに監督局金融会社室あて報告する。</u> ハ. <u>上記イ. ロ. の場合において、預金口座の不正利用に関する情報(具体的には、当該口座に返済資金の振込みを行うよう、指示がなされたとの情報等)が含まれ、情報入手先からの同意を得ている場合には、明らかに信ぴょう性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている銀行等の監督部局及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとする。</u>

改 正 案	現 行
なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、<u>文書又は電子メール</u>にて受け付けるものとする。 (注) 都道府県から提供を受けた場合についても、従前同様、上記の対応をしていくものとする。 <u>ロ. 無登録業者等への警告等</u> <u>直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で貸金業を行っているおそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)</u>には、<u>具体的な業務内容を照会するため別紙様式4-1の発出により業務内容等の回答を求め、回答内容に応じて次により対応する。</u>なお、<u>業者名及び連絡先が判明していない業者については更なる情報収集に努める。</u> <u>a. 無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、資金需要者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに貸金業の登録の申請を求める。</u> <u>b. 無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合(別紙様式4-1による照会に対する回答がなく、引き続き当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると認められる場合、違法な貸付や取立の被害が認められる場合及び無登録で貸金業を行っていることが判明している場合(aに該当し、直ちに貸金業の登録を行っているものを除く)を含む)、その他資金需要者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに止めよう別紙様式4-2によ</u>	なお、当該情報に関しては、原則として、顕名情報とし、根拠となる請求書等とともに、<u>文書、ファックス又は電子メール</u>にて受け付けるものとする。 (注) 都道府県から提供を受けた場合についても、従前同様、上記の対応をしていくものとする。 (新設)

改 正 案	現 行
<u>り文書による警告を行う。</u> <u>c. 貸金業を営んでいることは確認できないものの、貸金業を営む旨の表示又は広告を行っていると認められる場合、あるいは貸金業を営む目的をもって貸付けの契約の締結について勧誘を行っていると認められる場合は、捜査当局に連絡するとともに、別紙様式4－2に代えて、貸金業を営む旨の表示又は広告を直ちに切りやめるよう別紙様式4－3により、警告を行うこととする(SNS 等における書き込みなど、業者名や連絡先が不明なものへの対応等については、下記ハ. を参照)。</u> <u>ハ. SNS上における広告について</u> <u>SNS 上において、貸金業を営む旨の表示又は広告に該当すると認められる投稿を確認した場合は、当該投稿に対して、別紙様式4－3の内容に準じた警告文を SNS 上の返信・コメント機能等を利用して通知するよう努める。また、SNS 運営業者に対しても警告内容を伝達することを通じて、SNS 運営業者による投稿やアカウントの削除等措置に繋がるよう対応に努める。</u> <u>(注) SNS(Social Networking Service)は、インターネット上の交流を通して社会的ネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築するサービスをいう。</u> <u>二. 公表等</u> <u>a. 別紙様式4－2及び別紙様式4－3による警告の措置をとった場合は、措置の対象となった業者の商号、名称又は氏名(法人の場合は代表取締役又はこれに相当する者の氏名を含む。)、所在地又は住所(個人の場合は都道府県名及び市町村名又は特別区名とし、非居住者にあつてはこれらに相当するもの)、電話番号(下二桁はマスキング処理)について、金融庁又は財務局のホームページ等で公表を行う。</u>	

改 正 案	現 行
<u>b. a.の措置をとった場合は、「警告文書」等の写しや別紙様式3-1などの無登録営業に係る事実確認方法等の情報を速やかに金融庁担当課室へ送付するものとする。</u> <u>c. 当該情報をホームページに掲載後3年以上経過し、当該業者に係る苦情等の情報及び活動の実態が確認できないときは、当該情報をホームページから削除する。</u> <u>(注) 無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出ないように、配意するものとする。</u> Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続 Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理 貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)～(7) (略) (8) 登録等実績報告 毎月末の登録等の状況について別紙様式 11 により作成し、毎月末の翌月 15 日までに<u>金融庁担当課室</u>あて報告するものとする。 また、管内都道府県から毎月末の登録状況表の送付を受けたときは、速やかに<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。 Ⅲ-3-2-1 登録に関する意見聴取 法第5条第1項の規定による登録(更新を含む。)について、法第 44 条の2第1項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取扱うものとする。	Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続 Ⅲ-3-1 登録の申請、届出書等の受理 貸金業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。 (1)～(7) (略) (8) 登録等実績報告 毎月末の登録等の状況について別紙様式 11 により作成し、毎月末の翌月 15 日までに<u>監督局金融会社室</u>あて報告するものとする。 また、管内都道府県から毎月末の登録状況表の送付を受けたときは、速やかに<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。 Ⅲ-3-2-1 登録に関する意見聴取 法第5条第1項の規定による登録(更新を含む。)について、法第 44 条の2第1項の警察庁長官の意見を聴取するときは、次により取扱うものとする。

改 正 案	現 行
(1) 警察庁長官への意見聴取は、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、次の各号に掲げるものをそれぞれ当該各号に掲げるところにより、警察庁暴力団対策主管課に送付することにより行うものとする。 ①～③（略） (2)（略） (3) <u>金融庁担当課室</u>は、財務局から(1)①から③までに掲げるものについて提出を受けたときは、遅滞なく、これらを警察庁暴力団対策主管課に送付するものとする。 (4) 該当する事由の有無については、別紙様式 13 又は 14 により、警察庁長官から<u>金融庁担当課室</u>を経由して、意見が陳述されることとなる。なお、当該意見に関する問合せがある場合は、財務局から警察庁暴力団対策主管課に対して問い合わせるものとする。 (5) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、<u>金融庁担当課室</u>経由により、概ね3か月ごとに別紙様式 15 により登録又は登録拒否の結果を警察庁暴力団対策主管課に通知するものとする。	(1) 警察庁長官への意見聴取は、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、次の各号に掲げるものをそれぞれ当該各号に掲げるところにより、警察庁暴力団対策主管課に送付することにより行うものとする。 ①～③（略） (2)（略） (3) <u>監督局金融会社室</u>は、財務局から(1)①から③までに掲げるものについて提出を受けたときは、遅滞なく、これらを警察庁暴力団対策主管課に送付するものとする。 (4) 該当する事由の有無については、別紙様式 13 又は 14 により、警察庁長官から<u>監督局金融会社室</u>を経由して、意見が陳述されることとなる。なお、当該意見に関する問合せがある場合は、財務局から警察庁暴力団対策主管課に対して問い合わせるものとする。 (5) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、<u>監督局金融会社室</u>経由により、概ね3か月ごとに別紙様式 15 により登録又は登録拒否の結果を警察庁暴力団対策主管課に通知するものとする。
Ⅲ－３－２－３ 処分又は登録の取消しに関する意見聴取 (略) (1)（略） (2) 警察庁長官への意見聴取は、次の各号に掲げるものをそれぞれ当該各号に掲げるところにより、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、警察庁長官に送付することにより行うものとする。 ①～③（略）	Ⅲ－３－２－３ 処分又は登録の取消しに関する意見聴取 (略) (1)（略） (2) 警察庁長官への意見聴取は、次の各号に掲げるものをそれぞれ当該各号に掲げるところにより、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、警察庁長官に送付することにより行うものとする。 ①～③（略）

改 正 案	現 行
(3) <u>金融庁担当課室</u>は、財務局から(2)①から③までに掲げるものの提出を受けたときは、遅滞なく、これらを、次の各号に掲げる事項に応じて、それぞれ当該各号に掲げる警察庁担当課に送付するものとする。 ①・② (略) (4) 警察庁長官からは、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、該当する事由又は事実の有無について、別紙様式 17、18 又は 19 により、文書で意見が陳述される。 (5) 財務局は、意見陳述事由又は意見陳述事実があることを理由として、法第 24 条の6の4又は法第 24 条の6の5の登録の取消しを行うときは、必要に応じ、警察庁に対して<u>金融庁担当課室</u>を経由して、聴聞時における警察官の同席を求めることができる。 (6) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、別紙様式 20 により法第 24 条の6の4又は法第 24 条の6の5の規定により命令又は登録の取消しをした結果をその都度警察庁暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。	(3) <u>監督局金融会社室</u>は、財務局から(2)①から③までに掲げるものの提出を受けたときは、遅滞なく、これらを、次の各号に掲げる事項に応じて、それぞれ当該各号に掲げる警察庁担当課に送付するものとする。 ①・② (略) (4) 警察庁長官からは、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、該当する事由又は事実の有無について、別紙様式 17、18 又は 19 により、文書で意見が陳述される。 (5) 財務局は、意見陳述事由又は意見陳述事実があることを理由として、法第 24 条の6の4又は法第 24 条の6の5の登録の取消しを行うときは、必要に応じ、警察庁に対して<u>監督局金融会社室</u>を経由して、聴聞時における警察官の同席を求めることができる。 (6) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、別紙様式 20 により法第 24 条の6の4又は法第 24 条の6の5の規定により命令又は登録の取消しをした結果をその都度警察庁暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。
Ⅲ－3－2－4 警察庁長官等からの意見 (1) 法第 44 条の3の警察庁長官からの意見は、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、別紙様式 21 又は 22 により行われる。 (2) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、<u>金融庁担当課室</u>を経由して、別紙様式 20 により法第 24 条の6の4又は法第 24 条の6の5の規定により命令又は登録の取消しをした結果をその都度警察庁暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。	Ⅲ－3－2－4 警察庁長官等からの意見 (1) 法第 44 条の3の警察庁長官からの意見は、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、別紙様式 21 又は 22 により行われる。 (2) 意見陳述がなされた場合にあっては、財務局は、<u>監督局金融会社室</u>を経由して、別紙様式 20 により法第 24 条の6の4又は法第 24 条の6の5の規定により命令又は登録の取消しをした結果をその都度警察庁暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

改 正 案	現 行
Ⅲ－３－５ 事業報告書に係る留意点 (1) (略) (2) 金融庁への送付 貸金業者から法第 24 条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第 41 条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。 また、事業報告書の副本及び参考書類各1部並びに上記(1)①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後1ヶ月以内に<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。 法第 43 条に規定するみなし貸金業者については、Ⅲ－３－３(1)に規定するときであって登録不更新に係る残貸付債権状況報告書「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第1条の2第6号該当」合計額と等しいとき、又はⅢ－３－８(1)に規定するときであって法第 10 条第1項の規定による届出(以下「廃業等届出書」という。) 「2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第1条の2第6号該当」合計額と等しいときを除き、以下のとおり取り扱うものとする。 ① (略) ② 残貸付債権の状況等に係る報告書の写しについては、速やかに<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。なお、管内都道府県知事から残貸付債権の状	Ⅲ－３－５ 事業報告書に係る留意点 (1) (略) (2) 金融庁への送付 貸金業者から法第 24 条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第 41 条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。 また、事業報告書の副本及び参考書類各1部並びに上記(1)①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後1ヶ月以内に<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。 法第 43 条に規定するみなし貸金業者については、Ⅲ－３－３(1)に規定するときであって登録不更新に係る残貸付債権状況報告書「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第1条の2第6号該当」合計額と等しいとき、又はⅢ－３－８(1)に規定するときであって法第 10 条第1項の規定による届出(以下「廃業等届出書」という。) 「2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第1条の2第6号該当」合計額と等しいときを除き、以下のとおり取り扱うものとする。 ① (略) ② 残貸付債権の状況等に係る報告書の写しについては、速やかに<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。なお、管内都道府県知事から残貸付債権の

改 正 案	現 行
況等に係る報告書の写しの送付を受けたときは、速やかに<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。 ③（略） Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収 (1)・(2)（略） (3) 貸金業者の業務報告書の写しについては、毎年6月末までに、<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。 また、管内都道府県知事から業務報告書の写しの送付を受けたときは、速やかに<u>金融庁担当課室</u>あて送付するものとする。 Ⅲ－４ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－４－３ 連絡・相談手続 面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、<u>金融庁担当課室</u>に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。 Ⅲ－５ 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－５－６ 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出があった場合等の連絡 施行規則第5条の3に該当する者があった場合における関係官署への関係資料の送付については、次により取扱うものとする。 (1) 施行規則第5条の3に係る該当者があった場合には、<u>金融庁担当課室</u>、管内	状況等に係る報告書の写しの送付を受けたときは、速やかに<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。 ③（略） Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収 (1)・(2)（略） (3) 貸金業者の業務報告書の写しについては、毎年6月末までに、<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。 また、管内都道府県知事から業務報告書の写しの送付を受けたときは、速やかに<u>監督局金融会社室</u>あて送付するものとする。 Ⅲ－４ 行政指導等を行う際の留意点等 Ⅲ－４－３ 連絡・相談手続 面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、<u>監督局金融会社室</u>に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。 Ⅲ－５ 行政処分を行う際の留意点 Ⅲ－５－６ 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分に係る決定までの間に廃業等の届出があった場合等の連絡 施行規則第5条の3に該当する者があった場合における関係官署への関係資料の送付については、次により取扱うものとする。 (1) 施行規則第5条の3に係る該当者があった場合には、<u>監督局金融会社室</u>、管

改 正 案	現 行
都道府県及び他の財務局あて別紙様式 26 を送付するものとする。また、当該別紙様式 26 の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該別紙様式 26 の写しを送付するものとする。 (2) 都道府県から、施行規則第5条の3に係る該当者の関係資料の送付を受けた場合には、<u>金融庁担当課室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて当該資料の写しを送付するものとする。 また、当該関係資料の写しを受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。	内都道府県及び他の財務局あて別紙様式 26 を送付するものとする。また、当該別紙様式 26 の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該別紙様式 26 の写しを送付するものとする。 (2) 都道府県から、施行規則第5条の3に係る該当者の関係資料の送付を受けた場合には、<u>監督局金融会社室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて当該資料の写しを送付するものとする。 また、当該関係資料の写しを受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。
Ⅲ－５－７ 行政処分の連絡 行政処分を行った場合の関係官署へ関係資料の送付については、次により取扱うものとする。 (1) 登録を拒否した場合(法第6条) ① 登録(更新を含む。)の拒否を行った場合には、<u>金融庁担当課室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 ② 都道府県から登録の拒否を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>金融庁担当課室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 (2) 業務改善命令の場合(法第 24 条の6の3) ① 業務改善命令を行った場合には、<u>金融庁担当課室</u>、当該貸金業者の営業	Ⅲ－５－７ 行政処分の連絡 行政処分を行った場合の関係官署へ関係資料の送付については、次により取扱うものとする。 (1) 登録を拒否した場合(法第6条) ① 登録(更新を含む。)の拒否を行った場合には、<u>監督局金融会社室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 ② 都道府県から登録の拒否を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>監督局金融会社室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 (2) 業務改善命令の場合(法第 24 条の6の3) ① 業務改善命令を行った場合には、<u>監督局金融会社室</u>、当該貸金業者の営業

改 正 案	現 行
所等の所在地を管轄する他の財務局長及び当該貸金業者の営業所等の所在する都道府県(当該営業所等が他の財務局の管内に所在する場合には、当該財務局経由)あて関係資料を送付するものとする。 ② 業務改善命令の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、<u>金融庁担当課室</u>に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。 ③ 都道府県から業務改善命令を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>金融庁担当課室</u>あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 (3) 業務停止処分の場合(法第 24 条の 6 の 4) ① 業務停止処分を行った場合には、<u>金融庁担当課室</u>、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長及び当該貸金業者の営業所等の所在する都道府県(当該営業所等が他の財務局の管内に所在する場合には、当該財務局経由)あて関係資料を送付するものとする。 ② 業務停止処分の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、<u>金融庁担当課室</u>に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。 ③ 都道府県から業務停止処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>金融庁担当課室</u>あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 (4) 登録取消し処分の場合(法第 24 条の 6 の 4、法第 24 条の 6 の 5、法第 24 条の 6 の 6) ① 登録の取消し処分を行った場合には、<u>金融庁担当課室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付する	所等の所在地を管轄する他の財務局長及び当該貸金業者の営業所等の所在する都道府県(当該営業所等が他の財務局の管内に所在する場合には、当該財務局経由)あて関係資料を送付するものとする。 ② 業務改善命令の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、<u>監督局金融会社室</u>に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。 ③ 都道府県から業務改善命令を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>監督局金融会社室</u>あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 (3) 業務停止処分の場合(法第 24 条の 6 の 4) ① 業務停止処分を行った場合には、<u>監督局金融会社室</u>、当該貸金業者の営業所等の所在地を管轄する他の財務局長及び当該貸金業者の営業所等の所在する都道府県(当該営業所等が他の財務局の管内に所在する場合には、当該財務局経由)あて関係資料を送付するものとする。 ② 業務停止処分の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、<u>監督局金融会社室</u>に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。 ③ 都道府県から業務停止処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>監督局金融会社室</u>あて当該関係資料の写しを送付するものとする。 (4) 登録取消し処分の場合(法第 24 条の 6 の 4、法第 24 条の 6 の 5、法第 24 条の 6 の 6) ① 登録の取消し処分を行った場合には、<u>監督局金融会社室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付す

改 正 案	現 行
ものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前 30 日以内並びに当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前 60 日以内の役員の氏名(法人にあっては、商号又は名称)に関する資料もあわせて送付するものとする。 ② 登録取消し処分の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、<u>金融庁担当課室</u>に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。 ③ 都道府県から登録の取消し処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>金融庁担当課室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて当該関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。	るものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前 30 日以内並びに当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前 60 日以内の役員の氏名(法人にあっては、商号又は名称)に関する資料もあわせて送付するものとする。 ② 登録取消し処分の理由となる貸金業者の行為に、登録を受けた主任者が関与していた場合には、<u>監督局金融会社室</u>に対し、法第 24 条の 30 に規定する「主任者登録の取消し」の検討に必要な関係資料の写しを送付するものとする。 ③ 都道府県から登録の取消し処分を行った関係資料の送付を受けた場合には、<u>監督局金融会社室</u>、管内都道府県及び他の財務局あて当該関係資料の写しを送付するものとする。また、当該関係資料の写しの送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。
Ⅲ－6 貸金業関係連絡会等 (1) 法の円滑な施行を確保するためには、国と都道府県の間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、<u>監督当局と捜査当局</u>の連携を図ることが必要である。このため、以下の「貸金業関係連絡会・幹事会設置要綱」に基づき、財務局又は財務事務所(小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。)、都道府県及び都道府県警察本部三者間の事務連絡体制を設けるものとする。また、都道府県において、法の円滑な施行の観点から、同趣旨の会議が設けられている場合には、財務局又は財務事務所においては、同会議の開催に積極的に協力されたい。 貸金業関係連絡会・幹事会設置要綱	Ⅲ－6 貸金業関係連絡会等 (1) 法の円滑な施行を確保するためには、国と都道府県の間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、<u>監督当局と警察当局</u>の連携を図ることが必要である。このため、以下の「貸金業関係連絡会・幹事会設置要綱」に基づき、財務局又は財務事務所(小樽出張所及び北見出張所を含む。以下同じ。)、都道府県及び都道府県警察本部三者間の事務連絡体制を設けるものとする。また、都道府県において、法の円滑な施行の観点から、同趣旨の会議が設けられている場合には、財務局又は財務事務所においては、同会議の開催に積極的に協力されたい。 貸金業関係連絡会・幹事会設置要綱

改 正 案	現 行
① 目的 法の円滑な施行を確保するため、国及び都道府県の監督当局間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と<u>捜査当局</u>の連携を図ることを目的とする。 ②～⑤（略） (2) 貸金業関係連絡会、幹事会の開催状況について、別紙様式 27 により毎年度末の翌月末日までに、<u>金融庁担当課室</u>あて報告するものとする。都道府県が同趣旨の会議を設けている場合においては、当該会議の開催状況についても報告するものとする。 Ⅲ－７ 貸金業監督者会議 (1) 法を円滑に施行する観点、更には、債権譲渡又は保証等に関して業務提携を行っている貸金業者や複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループ等に対する効果的な監督を行う観点等から、これまで以上に財務局・財務事務所と都道府県の監督当局間の緊密な連携が求められる。このため、以下の通り「貸金業監督者会議」を設置し、財務局・財務事務所と都道府県との間の緊密な連絡体制を設けるものとする。 ①・②（略） ③ 構成 原則として、 財務(支)局貸金業監督担当課長 財務事務所貸金業監督担当課長 都道府県貸金業監督担当課長 必要に応じて、<u>金融庁担当課室</u>担当者	① 目的 法の円滑な施行を確保するため、国及び都道府県の監督当局間における緊密な協力と事務処理の統一を推進するほか、監督当局と<u>警察当局</u>の連携を図ることを目的とする。 ②～⑤（略） (2) 貸金業関係連絡会、幹事会の開催状況について、別紙様式 27 により毎年度末の翌月末日までに、<u>監督局金融会社室</u>あて報告するものとする。都道府県が同趣旨の会議を設けている場合においては、当該会議の開催状況についても報告するものとする。 Ⅲ－７ 貸金業監督者会議 (1) 法を円滑に施行する観点、更には、債権譲渡又は保証等に関して業務提携を行っている貸金業者や複数の監督当局に監督権限が及ぶ貸金業グループ等に対する効果的な監督を行う観点等から、これまで以上に財務局・財務事務所と都道府県の監督当局間の緊密な連携が求められる。このため、以下の通り「貸金業監督者会議」を設置し、財務局・財務事務所と都道府県との間の緊密な連絡体制を設けるものとする。 ①・②（略） ③ 構成 原則として、 財務(支)局貸金業監督担当課長 財務事務所貸金業監督担当課長 都道府県貸金業監督担当課長 必要に応じて、<u>監督局金融会社室</u>担当者

改 正 案	現 行
④ 議題 各回の議題については、次に掲げる事項について、<u>金融庁担当課室</u>から指示するものの外、財務局・財務事務所と都道府県との間で貸金業監督上、必要と認められるものとする。 イ・ロ. (略) ⑤ (略) (2) 貸金業監督者会議を開催した場合には、会議の概要について、速やかに、<u>金融庁担当課室</u>あて報告するものとする。 【様式編】 別紙様式4-3 文 書 番 号 年 月 日 ○ ○ ○ ○ 殿 財務(支)局長 貸金業を営む旨の表示又は広告等について 貸金業法の規定により貸金業を営むことができる者以外の者が、貸金業を営む旨の表示又は広告を行うことや、貸金業を営む目的をもって貸付けの契約の締結について勧誘を行うことは、貸金業法第 11 条第2項第1号及び第2号の規定により	④ 議題 各回の議題については、次に掲げる事項について、<u>監督局金融会社室</u>から指示するものの外、財務局・財務事務所と都道府県との間で貸金業監督上、必要と認められるものとする。 イ・ロ. (略) ⑤ (略) (2) 貸金業監督者会議を開催した場合には、会議の概要について、速やかに、<u>監督局金融会社室</u>あて報告するものとする。 【様式編】 (新設)

改 正 案	現 行
禁止されております。 今般、当局が調査しましたところ、貴殿の行為は上記の規定に違反していると認められますので(注)、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。 なお、当局の警告に応じない場合は、捜査当局への情報提供、告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。 注 各財務(支)局の把握している情報等実態に応じて、記載例への文言の加除可。	